資料4

障害福祉サービスの在り方等について (論点の整理(案))

※以下の項目は除く

- 常時介護を要する障害者等に対する支援について手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援について
- 高齢の障害者に対する支援について

論点の整理(案)

I 常時介護を要する障害者等に対する支援について 【作業チームで検討】

Ⅱ 障害者等の移動の支援について

- 個別給付に係る移動支援と地域生活支援事業に係る移動支援の役割分担についてどう考えるか。
- 個別給付に係る移動支援について、通勤・通学等や入所中・入院中の取扱いをどう考えるか。

Ⅲ 障害者の就労支援について

- 障害者の就労に関する制度的枠組についてどう考えるか。
- 就労継続支援(A型及びB型)、就労移行支援の機能やそこでの支援のあり方についてどう考えるか。
- 就労定着に向けた支援体制についてどう考えるか。
- 労働施策等の福祉施策以外との連携についてどう考えるか。

IV 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方について

- 支給決定プロセスの在り方をどう考えるか。
- 障害支援区分の意義・必要性・役割についてどう考えるか。
- 障害支援区分の認定における障害特性の更なる反映についてどう考えるか。
- 障害者が地域で必要な介護が受けられるような国庫負担基準の在り方についてどう考えるか。

Ⅴ 障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進の在り方について

- 〇 障害児者に対する意思決定支援についてどう考えるか。
- 成年後見制度の利用支援についてどう考えるか。

論点の整理(案)

WI 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通 を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方について

【作業チームで検討】

Ⅶ 精神障害者に対する支援の在り方について

- 病院から地域に移行するために必要なサービスをどう考えるか。
- 精神障害者の特徴に応じた地域生活支援の在り方についてどう考えるか。
- 総合支援法における意思決定支援と、精神保健福祉法附則第8条に規定する「精神科病院に係る入院中の処遇、退院等に関する精神障害者の意思決定及び意思の表明の支援の在り方」との関係性についてどう整理するか。

Ⅷ 高齢の障害者に対する支援の在り方について

【作業チームで検討】

IX 障害児支援について

- 家族支援や医療的なケアが必要な障害児への支援も含め、障害児支援の在り方についてどう 考えるか。
- 医療的ケアが必要な障害児や重症心身障害児をはじめ、障害児支援の質の向上をどのように 図っていくか。

X その他の障害福祉サービスの在り方等について

- 障害者総合支援法の障害者の範囲についてどう考えるか。
- 既存の障害福祉サービス等について、制度・運用面の見直しが必要な事項をどう考えるか。
- 〇 障害福祉サービス等の財源の確保を含めた制度の持続可能性についてどう考えるか。
- 障害福祉サービス等の利用者負担の在り方についてどう考えるか。
- 都道府県及び市町村が作成する障害福祉計画をより実効性の高いものとするため、どのような 方策が有効か。

I. 常時介護を要する障害者等に対する支援について

【作業チームで検討】

Ⅱ. 障害者等の移動の支援について

- 個別給付に係る移動支援と地域生活支援事業に係る移動支援の役割分担についてどう考えるか。
 - <検討の視点(例)>
 - 個別支援と集団支援の観点等による役割分担
- 個別給付に係る移動支援について、通勤・通学等や入所中・入院中の取扱いをどう考えるか。
 - <検討の視点(例)>
 - ・ 支援の対象者やそのニーズ (「社会通念上適当でない外出等」の範囲)
 - 支援主体(労働分野、教育分野等の合理的配慮との関係)や財源等
 - 他省庁や関係機関、関係団体との連携

※「検討の視点(例)」は、団体ヒアリングや本ワーキンググループの議論を基に記載。(次ページ以降も同様)

Ⅲ. 障害者の就労支援について

- 障害者の就労に関する制度的枠組についてどう考えるか。
 - <検討の視点(例) >
 - ・ 就労移行支援、就労継続支援A型・B型のサービスの現状と成果
 - 賃金補填のメリット・デメリット
- 就労継続支援(A型及びB型)、就労移行支援の機能やそこでの支援のあり方についてどう考えるか。
 - <検討の視点(例) >
 - ・ 利用者の中長期的なキャリア形成に向けた事業所の機能や支援
- 就労定着に向けた支援体制についてどう考えるか。
 - <検討の視点(例) >
 - ・ 就業と生活の両面からの支援
- 労働施策等の福祉施策以外との連携についてどう考えるか。

Ⅳ. 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方について

- 支給決定プロセスの在り方についてどう考えるか。
 - <検討の視点(例) >
 - ・ 利用者本人の意向を反映させる観点からの支給決定プロセスの課題
 - ・ 適切な支給決定に資する計画相談支援の質の確保
- 障害支援区分の意義・必要性・役割についてどう考えるか。
 - <検討の視点(例)>
 - ・ 障害程度区分から障害支援区分に見直したことの評価
 - ・ 障害支援区分の役割(国庫負担基準、報酬体系、利用できるサービス)
- 障害支援区分の認定における障害特性の更なる反映についてどう考えるか。
 - <検討の視点(例) >
- ・ 区分認定の審査判定プロセスにおいて、改善が必要な事項
- 認定調査員等の質の向上の取組
- 障害者が地域で必要な介護が受けられるような国庫負担基準の在り方についてどう考えるか。
 - <検討の視点(例)>
- 自治体の適切な支給決定
- ※ 介護保険対象者における国庫負担基準については、「高齢の障害者に対する支援の在り方について」を参照。

V. 障害者の意思決定支援·成年後見制度の利用促進の在り方について

○ 障害児者に対する意思決定支援についてどう考えるか。

<検討の視点(例)>

- 意思決定支援の定義
- ・ 支援の具体的な内容(誰が・どの場面で・どのような障害を有する者に対し、どのように実施)
- ・ 意思決定支援に係る人材育成

○ 成年後見制度の利用支援についてどう考えるか。

<検討の視点(例)>

- ・ 現在行っている利用支援と限られた財源の中でのさらなる利用支援(費用の助成、担い手の 育成・確保)のあり方
- ・ 利用者による後見・補助・保佐の適切な類型の選択に資する利用者への支援

VI. 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能 その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する 支援の在り方について

【作業チームで検討】

Ⅲ. 精神障害者に対する支援の在り方について

○ 病院から地域に移行するために必要なサービスをどう考えるか。

<検討の視点(例)>

- ・ 退院意欲の喚起のための支援(ピアサポートの活用等)
- ・ 地域への移行支援
- 精神障害者の特徴に応じた地域生活支援の在り方についてどう考えるか。

<検討の視点(例)>

- 状態が変わりやすい等の特徴に応じた支援
- ・ 地域での見守り機能やサービスの柔軟な利用
- 医療と福祉の連携
- ・ 地域生活における精神障害者の意思決定支援の在り方
- 〇 障害者総合支援法における意思決定支援と、精神保健福祉法附則第8条に規定する「精神科病院に係る入院中の処遇、退院等に関する精神障害者の意思決定及び意思の表明の支援の在り方」との関係性についてどう整理するか。
 - <検討の視点(例)>
 - ・代弁/意思決定/意思の表明の整理

Ⅷ. 高齢の障害者に対する支援の在り方について

【作業チームで検討】

IX. 障害児支援について

- 家族支援や医療的なケアが必要な障害児への支援も含め、障害児支援の在り方についてどう考えるか。 <検討の視点(例) >
 - ・ 保護者のレスパイトや就労支援の観点
 - ・ 重症心身障害児に当たらない医療的ケアが必要な障害児
- 医療的ケアが必要な障害児や重症心身障害児をはじめ、障害児支援の質の向上をどのように図っていくか。 <検討の視点(例) >
 - ・ 福祉と医療等関係機関との連携
 - ・ 障害種別ごとの専門性と人員配置基準等の支援体制

X. その他の障害福祉サービスの在り方等について

- 障害者総合支援法の障害者の範囲についてどう考えるか。
- <検討の視点(例) >
 - ・ 障害者基本法等の他の法律における障害者の定義との関係
- 既存の障害福祉サービス等について、制度・運用面の見直しについてどう考えるか。
 - <検討の視点(例)>
 - 障害福祉サービス等の体系や対象者等
 - 障害福祉サービス等の人材育成、質の向上
 - ・ 障害福祉サービス等における報酬の支払いや給付費の負担の在り方
 - ・ 障害者の医療ニーズへの対応
- 障害福祉サービス等の財源の確保を含めた制度の持続可能性についてどう考えるか。
 - <検討の視点(例) >
 - 国の財政健全化との関係
 - サービスの効率化・重点化
 - ・ サービスの費用対効果等の精査や質の向上の取組
- 障害福祉サービス等の利用者負担の在り方についてどう考えるか。
 - <検討の視点(例)>
 - 利用者の負担能力との関係
 - ・ 他制度との整合性・公平性
- 都道府県及び市町村が作成する障害福祉計画をより実効性の高いものとするため、どのような方策が有効か。
 - <検討の視点(例) >
 - 地域の関係機関の連携
 - PDCAサイクルの確保

参考資料

障害者総合支援法施行後3年を目途とした見直し事項

障害者総合支援法附則第3条においては、施行後3年(平成28年4月)を目途とした見直しとして、以下の事項を 見直すこととしている。

常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害 福祉サービスの在り方

障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方

障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方

手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方

精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずることとされている。

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)

附 則 (平成二四年六月二七日法律第五一号) 抄 (検討)

- 第三条 政府は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害者等の支援に係る施策を段階的に講ずるため、この法律の施行後三年を目途として、第一条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第一条の二に規定する基本理念を勘案し、常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方、障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方、障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方、手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方、精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。
- 2 政府は、前項の規定により検討を加えようとするときは、障害者等及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講 ずるものとする。

障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のための ワーキンググループ

障害者総合支援法の附則における3年後見直し規定等を踏まえ、障害福祉 サービスの実態を把握した上で、その在り方等について検討するための論点 整理を行う。

〈構成員〉

〇大塚 晃 上智大学総合人間科学部教授

吉川 隆博 東海大学健康科学部准教授

◎佐藤 進 埼玉県立大学名誉教授

田村 綾子 聖学院大学人間福祉学部准教授

寺島 彰 浦和大学総合福祉学部教授

野沢 和弘 毎日新聞論説委員

山下 幸子 淑徳大学総合福祉学部准教授

◎座長 ○座長代理(敬称略、50音順)

作業チーム構成員

常時介護を要する障害者等 に対する支援

•新井 利民

埼玉県立大学社会福祉 子ども学科准教授

〇吉川 隆博

東海大学健康科学部 准教授

•木村 剛

名古屋市健康福祉局 障害者支援課長

·高木 憲司

和洋女子大学生活科学系 准教授

〇野沢 和弘

毎日新聞論説委員

〇山下 幸子

淑徳大学総合福祉学部 准教授 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援

•大沼 直紀

東京大学先端科学技術研究センター特任研究員

〇佐藤 進

埼玉県立大学名誉教授

·高木 憲司

和洋女子大学生活科学系 准教授

・高橋 誠

札幌市障がい保健福祉部 障がい福祉課自立支援 担当課長

〇寺島 彰

浦和大学総合福祉学部 教授

高齢の障害者に対する 支援

〇大塚 晃

上智大学総合人間科学部 教授

・志賀 利一

独立行政法人国立重度知 的障害者総合施設のぞみ の園事業企画局研究部 部長

〇田村 綾子

聖学院大学人間福祉学部 准教授

•東内 京一

和光市保健福祉部長

•藤井 千代

独立行政法人国立精神・神経医療研究センター司 法精神医学研究部室長

障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のための ワーキンググループ開催経緯

P		
開催日	議題	
第1回(平成26年12月15日)	(1)障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループの進め方(案)(2)障害保健福祉施策の動向等(3)その他	
第2回(平成27年1月23日)	(1)関係団体ヒアリング1 (2)その他	
第3回(平成27年1月30日)	(1)関係団体ヒアリング2 (2)その他	
第4回(平成27年2月2日)	(1)関係団体ヒアリング3 (2)その他	
第5回(平成27年2月4日)	(1)関係団体ヒアリング4 (2)その他	
第6回(平成27年3月3日)	(1)障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理について (2)その他	
第7回(平成27年3月17日)	(1)障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理について (2)その他	
第8回(平成27年4月8日)	(1)障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理について (2)その他	
第9回(平成27年4月15日) 【予定】	(1)障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理について (2)その他	

- ※第2~第5回におけるヒアリング団体は、17ページ参照
- ※第6回については、障害者自立支援法違憲訴訟全国弁護団 長岡健太郎氏を参考人として招へい。
- ※第7回については、文京学院大学教授 松為信雄氏、埼玉県立大学教授 朝日雅也氏を参考人として招へい。

〇常時介護を要する障害者等に対する支援の在り方に関する論点整理のための作業チーム開催経緯

開催日	議題
第1回 (平成27年2月13日)	(1)障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループ「常時介護を要する障害者等に対する支援の在り方に関する論点整理のための作業チーム」の進め方について (2)常時介護を要する障害者等に対する支援の現状等について (3)その他
第2回	(1)常時介護を要する障害者等に対する支援について
(平成27年3月9日)	(2)その他
第3回	(1)常時介護を要する障害者等に対する支援の在り方に関する論点整理について
(平成27年3月27日)	(2)その他

〇手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図る ことに支障がある障害者等に対する支援の在り方に関する論点整理のための作業チーム開催経緯

開催日	議題
第1回 (平成27年2月17日)	(1)手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため 意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の現状等について (2)障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループにおけ る関係団体ヒアリングを受けての意見整理について (3)その他
第2回 (平成27年3月12日)	(1)団体ヒアリング等を踏まえた事項について (2)関係団体ヒアリング (3)その他
第3回 (平成27年3月27日)	(1)手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため 意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方に関する論点整理につ いて (2)その他

※第2回については、社会福祉法人日本盲人会連合、一般財団法人全日本ろうあ連盟、一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会、社会福祉法人全国盲ろう者協会、特定非営利法人日本失語症協議会からヒアリングを実施。 18

〇高齢の障害者に対する支援の在り方に関する論点整理のための作業チーム開催経緯

開催日	議題
第1回 (平成27年2月23日)	(1)障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループ「高齢の障害者に対する支援の在り方に関する論点整理のための作業チーム」の進め方(案) (2)高齢の障害者に関する課題等 (3)その他
第2回	(1)高齢の障害者に対する支援の在り方について
(平成27年3月13日)	(2)その他
第3回	(1)高齢の障害者に対する支援の在り方に関する論点整理について
(平成27年3月25日)	(2)その他

WGにおけるヒアリング団体

第2回(1月23日)

社会福祉法人日本盲人会連合、一般財団法人全日本ろうあ連盟、一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会、社会福祉法人全国盲ろう者協会、全国手をつなぐ育成会連合会、一般社団法人日本発達障害ネットワーク、一般社団法人日本ALS協会、特定非営利活動法人日本失語症協議会、特定非営利活動法人日本脳外傷友の会、公益社団法人日本精神科病院協会

第3回(1月30日)

公益財団法人日本知的障害者福祉協会、全国身体障害者施設協議会、社会福祉法人日本身体障害者団体連合会、特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会、障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会、特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワーク、一般社団法人日本筋ジストロフィー協会、公益社団法人全国脊髄損傷者連合会、全国自立生活センター協議会

第4回(2月2日)

一般社団法人日本難病・疾病団体協議会、特定非営利活動法人難病のこども支援全国ネットワーク、一般社団法人日本自閉症協会、社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会、公益社団法人日本重症心身障害福祉協会、全国重症心身障害日中活動支援協議会、一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会、全国肢体不自由児施設運営協議会、一般社団法人全国児童発達支援協議会

第5回(2月4日)

公益社団法人全国精神保健福祉会連合会、公益社団法人日本精神保健福祉士協会、特定非営利活動法人全国精神障害者地域生活支援協議会、一般社団法人日本精神科看護協会、全国「精神病」者集団、特定非営利活動法人DPI日本会議、全国社会就労センター協議会、全国就労移行支援事業所連絡協議会、特定非営利活動法人全国就業支援ネットワーク、きょうされん

20